

5. 9. 25
1732

勞秘第三二五〇號

昭和五年九月二十二日

警視總監 丸山鶴吉

内務大臣安達謙藏殿
社會局長官殿
神奈川縣知事殿

大三田漕店労働争議ニ関スル件 (第一報) 發生ニ

要旨 (事業主より仕立金引下り表表シタルニ對シテ事業主より噴瀆書ヲ提出シ本月十五日より紛議中)

標記回漕店ニ労働争議發生セルが状況左記ノ通り

今回極東回漕店対程業主ノ労働争議ハ左記條件ヲ以テ妥協成立
目滿解決シタルヲ以テ覺書ニ通シテ達成シ當事者各一通之レヲ保
持スルニトス

解決條件

- 一、要求事項中一、三、八ハ共済會ヲ設ケ協定スルコト
- 二、要求事項中四、七ハ承認
- 三、要求事項中五、六ハ保留
- 四、極東回漕店ハ服支家族ニ對シ見舞金トシテ金一封 (金三百円)
ヲ贈ルコト

昭和五年十月五号

極東回漕店主 高木 茂雄 (印)
日東運務労働組合代表 関 家 博 (印)
以上

右及中(通) 郵便也

九一五